

平成19年5月18日

## お知らせ（劇物である製品三酸化アンチモンの紛失について）

日本精鋳（株）中瀬製錬所

日本精鋳(株)中瀬製錬所（兵庫県養父市）から東大阪市内の事業所へ5月14日納入すべく5月11日に出荷した劇物である三酸化アンチモンを、流通過程で1袋（25kg 4層紙袋入）紛失したことが判明致しました。ただちに関係各社に調査しましたが、発見できず、5月15日兵庫県警加古川警察署ならびに兵庫県薬務課あて届け出致しました。

現在尚継続探索中ですが、概要を下記のとおりお知らせします。

なお、運搬はどのルートもウイング車と呼ばれる密閉タイプの輸送車で搬送しており、公道への落下の可能性は低いと判断されますが、一般の住民の皆様におかれましては誤飲及び曝露等にご注意いただきますとともに、関連情報を入手された場合には、日本精鋳（株）中瀬製錬所（079-667-2121）あるいは兵庫県薬務課薬物対策係（078-362-3270）までご連絡いただきますよう、お願いします。

### 記

- 1 発生日時：平成19年5月11～14日の間
- 2 紛失物：三酸化アンチモン(毒物及び劇物取締法に規定される劇物)
- 3 発生場所：日本精鋳(株)中瀬製錬所(兵庫県養父市)から出荷され、トナミ運輸(株)東大阪支店(大阪府東大阪市)で出荷確認により紛失が判明するまでの間
- 4 関係業者：製造所：日本精鋳(株)中瀬製錬所(兵庫県養父市吉井1198)  
運搬者①：丸全昭和運輸(株)  
運搬者②：トナミ運輸(株)  
中継地A：トナミ運輸(株)加古川支店(兵庫県加古川市尾上町池田1897-6)  
中継地B：トナミ運輸(株)東大阪支店(大阪府東大阪市本庄中1-4-90)

### 5 概要：

平成19年5月11日午後3時頃に製造所から出荷された三酸化アンチモンは、運搬者①により同日午後5時頃に中継地Aに搬入され、翌12日午前1時30分頃に中継地Aを出発し、中継地Bに同日午前3時30分頃到着している。

これを5月14日の午前7時30分に出荷確認した際、1袋不足が判明した。

※ 現在、本件に係る健康被害の情報はありません。

※ 本件に関するお問い合わせにつきましては下記までお願い致します。

日本精鋳（株）中瀬製錬所

TEL 079-667-2121 FAX 079-663-5000

副所長 浅沼 晋（あさぬますすむ）または業務課長 吉田 英法（よしだひでのり）

## 【三酸化アンチモンの特徴】

### 三酸化アンチモン（毒物及び劇物取締法で規定される劇物）

#### 1 主な用途

自動車、OA機器及び家電製品等の各種プラスチック製品の難燃剤

#### 2 毒性

- (1) 接触すると目、鼻、喉、皮膚に刺激性があり、かぶれる場合がある。
- (2) 急性毒性は、LD<sub>50</sub>(経口、ラット)<sup>※1</sup> 20,000mg/kg（体重50kgの人で1kg）であるので、毒性は高くない。
- (3) 急性経口中毒の症状には、鼻、口腔、胃等の刺激症状、嘔吐等がある。

#### ※1 LD<sub>50</sub>(経口、ラット)

化学物質の急性毒性を示す値。この場合、ラットに対して経口で毒性試験を行い、100匹のうち50匹が死ぬ化学物質の量であり、実験動物(ラット)の体重1kgあたりの化学物質の量で表す(mg/kg)。

青酸カリのLD<sub>50</sub>(経口、ラット)は、10mg/kg。

#### 3 応急措置

- (1) 皮膚に付着した場合：汚染された衣服や靴等の汚れを落としたのち、付着部又は接触部を石鹼水で洗浄し、多量の水を用いて洗い流す。
- (2) 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、鼻をかませ、うがいをさせる。
- (3) 目に入った場合：直ちに清浄な水で15分間以上洗浄を行う。
- (4) 飲み込んだ場合：直ちに医師の手当てを受ける。

## 【紛失した三酸化アンチモンと同じグレードの荷姿】

